

アメリカ(連邦裁判所)における裁判官の人事制度

第1 任命

1. 給源

アメリカでは、弁護士その他の法律専門家としての経歴を積んだ者を裁判官として選任する、いわゆる法曹一元制を採用しており、裁判官になる前の法律専門家としての法曹経験は多様である。弁護士のほか、例えば、次のような経験をした者も含まれる。

政府機関に専門法律家として雇用される者
会社その他の専門法律家として雇用される者
ロー・クラーク（裁判官付調査官）
大学教授として法学教育にあたる者

2. 任命手続

引退・死亡または定員増により、連邦地方裁判所の裁判官に空席が生じると、以下の手続で任命手続が進められる。

- ① 当該裁判所の属する州から選出された上院議員による、候補者の推薦（大統領と同じ政党に属する上院議員がいる場合。いない場合には、大統領と同じ政党に属する下院議員の代表団又は知事その他州の高官と協議が行われる。）
- ② ホワイトハウスによる候補者の指名
- ③ 司法省による調査
候補者に質問票を送付し、その回答結果を分析。また、候補者を呼んで、司法省の民事・刑事・公民権の各部門の責任者、訟務長官及び司法長官が順次面接。
面接の結果を踏まえて、推薦を行った上院議員と協議し、特定の候補者名で合意に達するまで交渉。
- ④ ABA(*)の連邦司法常任委員会（15名の委員）による調査及び評価
司法省からの依頼により、候補者の質問票に対する回答を検討するとともに、当該裁判所の所属する地域を担当する委員において、秘密裏に

候補者の評価を関係者に面談等して調査し、候補者とも面接。

その結果を踏まえて、候補者の資質・能力を「十分適任」「適任」及び「不適任」の3段階で評価し、司法長官に提出。

⑤ FBI（アメリカ連邦捜査局）による調査

候補者の経歴や素行について、詳細な調査。

⑥ 司法省内での最終検討

司法長官は、司法省における面接やFBI、ABAの調査、評価の結果を考慮して、候補者を大統領に推薦するか否かを決定。

⑦ ホワイトハウスによる最終検討及び大統領による候補者の指名

⑧ 上院司法委員会による承認のための審査

委員会が独自に作成した質問票を候補者に送付して回答させるとともに、候補者が関与したあらゆる事件の判決と、執筆したあらゆる法律論文を提出させた上、司法省からABAの評価資料（④）やFBIの調査ファイル（⑤）の送付を受けて調査。また、必要に応じて、候補者の面談。

司法委員会は、公聴会を経て、議決を行う。

⑨ 上院による承認

⑩ 大統領による任命

ABA(American Bar Association)

アメリカ法律家協会。1878年に、法学の進歩、司法の運営の向上、全国の立法の統一、法律専門職業の名誉の維持、法曹のメンバー間の親睦の増進を目的として設立された全国的な法律家の団体。会の目的とするところに賛成の者だけが入会する任意加入の団体であり、アメリカ最大の法曹組織ではあるが、全法律家の約6割が加入しているにとどまる。また、弁護士だけでなく、裁判官、政府の法務官、大学の法学の教授など、広く法曹有資格者を会員としている。（田中英夫編「英米法辞典」）

3. 任命資格・任期等

憲法上、任命資格についての規定はない。ただ、連邦控訴裁判所裁判官及び連邦地方裁判所裁判官について、当該裁判所の管轄地域内(または法定の地域内)に居住することが義務づけられている(28U.S.C. § 44(c), § 134(b))。

任期はなく、終身である。なお、例えば、65歳になった裁判官がそれまでに15

年間勤続していれば俸給を維持したまま「引退」することができ、70歳になった裁判官であれば10年間の勤続により、同様の処遇で「引退」することができる。(28U.S.C. § 371(a),(c))

第2 昇進・異動・報酬

1. 昇進・異動

アメリカの連邦の裁判官は、ある地位に就いたら引退するまでその地位にとどまることが原則であり、また、任命は特定の裁判所の裁判官としてなされるので、昇進や異動はない(下級裁判所の裁判官を上級裁判所の裁判官に任命することがあっても、そのためには新規の任命手続が採られる。)

2. 報酬

原則として、一官一俸給制が採られ、物価高などによる給与改定の結果増額されることはあっても、号俸が上がって昇給することはない。

報酬については、合衆国憲法によって、在任中に減額されることが禁じられている。
(合衆国憲法第3編第1節)

第3 勤務評価

特定の裁判所の裁判官として任命されるシステムのため、昇進や昇給がなく、その判断資料を収集するための勤務評価は行われない。

第4 その他(州の裁判所関係)

1. 裁判官の任用制度(州の通常第一審裁判所関係)

別紙「アメリカ合衆国の任用制度～州の通常第一審裁判所関係」のとおり

2. 裁判官の評価制度

(1)特定の裁判所の裁判官に任命されるシステムのため、昇進及び昇給がなく、そのための判断資料の収集を目的とする評価は行われていない。

もっとも、州の中には、裁判所の委員会組織や弁護士会が、裁判官の選挙、信

任投票,再任等のための参考資料の提供や,裁判官の教育,能力向上等を目的として,弁護士,陪審員,裁判官,裁判所職員,裁判関係者等に対し質問票を送付したり,ヒアリングをするなどして,裁判官の評価を行っているところがある。

(2)裁判官の評価制度の具体例

ニュー・ジャージー州の例(別紙「ニュー・ジャージー州の裁判官評価制度の概要」参照)

(参考文献)

- 最高裁判所事務総局「外国司法制度研究報告(米国) - アメリカ合衆国における弁護士の業務・ADR・裁判官の選任 - 」
- 最高裁判所事務総局「外国司法制度研究報告(米国) - アメリカ合衆国における裁判官選任手続の実情 - 」
- 浅香吉幹「現代アメリカの司法」(東京大学出版会)
- 田中英夫「英米法総論下」(東京大学出版会)